

生活介護事業所 各位

茨木市健康福祉部障害福祉課
課長 河原 勝利

新型コロナウイルス感染症に係る生活介護の例外的な取扱いについて
(通知) (第 2 報)

令和 2 年 4 月 7 日の国の緊急事態宣言、府の緊急事態措置を受けて、本市においては令和 2 年 4 月 8 日付け茨障福第 251 号「障害福祉サービス等の提供維持に関する協力要請について (通知)」にて今まで以上に感染予防策の徹底に努めてもらうとともに、利用者の生活維持の観点から、利用者の意向や生活状況等を踏まえできるだけ限り障害福祉サービスの提供維持に努めてもらうよう協力要請を行っているところです。

しかし、感染拡大防止及び事業継続の観点から利用者や介護を行う者等の意向を尊重したうえで、真にやむを得ないと認められる場合は、通所以外の方法も例外的に認めることについて、令和 2 年 4 月 13 日付け茨障第 366 号「新型コロナウイルス感染症に係る生活介護の例外的な取扱いについて」を発出したところですが、緊急事態宣言の延長に伴い対象期間を次のとおり延長いたします。

1 茨木市の取扱い

(1) 生活介護

居宅等への個別訪問や電話での安否確認、健康管理、相談支援等も生活介護のサービスとして報酬算定を認める。

ただし、感染拡大防止の観点とはいえ、全ての利用者に対して一律に電話の安否確認等を行うことは認められず、あくまでも利用者や介護を行う者等の意向を尊重し利用者に負担が生じないように、通常のサービスと居宅等への個別訪問等を組み合わせで対応すること。また、取扱いにつき事前に障害福祉課に相談の上、必ず個別支援計画を提出すること。

なお、支援の適用については、既に決定している支給量の範囲内とする。

(2) 対象期間

令和 2 年 4 月 13 日 (月) から 5 月 31 日 (日)

(3) その他

本市としては、利用者の生活維持の観点からできるだけ限り障害福祉サービスの提供維

持に努めていただきたく、本通知に基づき例外的な取扱いをする際には利用者の意向を最大限尊重し、一律に事業を縮小することがないように留意していただきますようお願いいたします。

2 参考資料 厚生労働省通知（抜粋）

問4 感染拡大防止の観点から、利用者の希望に応じて、①通所サービス事業所におけるサービス提供と、②当該通所サービス事業所の職員による利用者の居宅等のできる限りの支援を両方行うこととし、これら①と②のサービスを適宜組み合わせて実施することも可能か。

(答え)

可能である。

(問合せ先)

茨木市障害福祉課認定給付係
外線 072-620-1636（直通）